

女性ビジネスプランコンテストの実施業務委託仕様書

- 1 件名
女性ビジネスプランコンテストの実施業務委託
- 2 委託契約期間
委託契約を締結した日から令和7年2月28日まで
- 3 業務の内容
ビジネスプランコンテストの管理運営等

＜コンテストの目的＞

女性の起業に向けた機運醸成や起業希望者を掘り起こすとともに、商品、サービス等のPRの機会を提供し、女性起業家等の更なる成長を支援するために開催。

＜コンテストの概要＞

開催日時：令和6年12月18日（水）午後
※ 実施時間については現在調整中ですが、所要時間としては「最終審査会」と「表彰式&交流会」を合わせて3時間半程度を見込んでいます。

開催場所：山口県立大学（北キャンパス1号館）

開催内容①：最終審査会

所要時間 概ね2時間程度
会 場 北キャンパス1号館3階 コワーキングスペース
内 容 審査員によるプレゼンテーション審査を行う。

開催内容②：表彰式&交流会

所要時間 概ね1時間半程度
会 場 北キャンパス1号館5階 スタッフコモンズ
内 容 表彰式を兼ねた茶菓程度を提供する交流会を行う。
- 4 委託の範囲
(1) ビジネスプランコンテストの管理運営
 - 管理運営業務全般
 - 必要機材等の手配及び会場設営

※会場設営は前日午後及び当日午前中に可能です。

※会場内における山口県立大学所有の機材のうち利用可能なものは別添1, 2のとおり。また、会場平面図は別添3, 4のとおり。

※会場の現地確認があらかじめ必要な場合は事前に申し出てください。希望に基づき、山口県立大学と調整の上、確認機会を設けます。

 - コンテスト当日の運営（司会者の手配は不要。事務局が用意したシナリオに基づき、照明や音響機器のオペレーションが主な業務となります）
 - 関係機関との調整（再委託先がある場合、再委託先を含む）
 - 実施報告書の作成

- (2) ビジネスプランコンテストの効果向上のための取組の企画・運営
- ・プログラムの企画提案
 - ・交流会においてブースを設置し、登壇者に対する事業デザイン相談の実施

5 留意事項

- (1) 受託者は、契約締結後、速やかに企画について財団と事前打合せを行うこと。
- (2) 受託者は(1)の後、速やかに、本委託業務の運営・管理の責任者を選任するとともに、本委託業務の実施体制及びスケジュールを作成し、財団の承認を得ること。
- (3) 受託者が本委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び損の防止、その他個人情報の保護に努めること。
- (4) 受託者は本委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は、自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。
- (5) 委託事業終了後、実績報告書及び収支精算報告書を作成し、速やかに財団へ提出すること。

6 内容の変更

- (1) 計画又は内容を変更しようとする場合又は中止しようとする場合は、事前に財団理事長の承認を受けなければならない。
- (2) 本委託業務について、遂行が困難になった場合は、速やかに財団に報告するとともに、その指示を受けなければならない。

7 その他

- (1) 業務の履行に当たり、この仕様書、契約及び財団の指示を遵守すること。
- (2) その他不明な点は、双方の協議により決定する。
- (3) 権利の帰属等
 - ① 本業務により作成された成果物のすべての著作権は、受託者が既に著作権を保有する著作物を除き、業務完了をもって財団に移転すること。
 - ② 受託者は、財団が許可した場合を除き、成果物に関する著作者人格権を行使できないものとする。
 - ③ 本業務の実施において、第三者の権利に基づく許可等が必要な場合は、受託者において対応すること。
 - ④ 成果物について第三者の権利侵害がないことを保証するとともに、第三者から権利の侵害の申し立てを受けた場合は、受託者の責任において解決すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務の実施に当っては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び以下の事項を遵守し、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(取得の制限)

第3 乙は、この契約による業務を実施するために取得する個人情報については、当該業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のため、アクセス制限の設定、個人情報が記録されている媒体の管理その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乙は、前項の個人情報の管理に当たっては、管理責任者を定め、内部における責任体制を確保しなければならない。
- 3 乙は、この契約による業務の従事者に対して、その在職中であると職を退いた後であるとを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第6 乙は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任

を負うものとする。

(複写・複製等の禁止)

第7 乙は、甲の指示又は承認がある場合を除き、この契約による業務を実施するためには甲から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又は持ち出しを行ってはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を実施するための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託する場合を含む。）又はこれに類する行為（以下「再委託」という。）をしてはならない。

2 乙は、前項の承認を得て再委託をする場合には、再委託先に対し、甲及び乙と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

(再委託に係る連帯責任)

第9 乙は、再委託先の行為について、再委託先と連帯してその責任を負うものとする。

(再委託先に対する管理及び監督)

第10 乙は、再委託をする場合には、再委託をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託先に対し適切な管理及び監督をするとともに、甲から求められたときは、その管理及び監督状況を報告しなければならない。

(返還、廃棄又は消去)

第11 乙は、この契約による業務を実施するために甲から引き渡され、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等について、業務完了後、直ちに甲の指示に基づいて返還、廃棄、又は消去しなければならない。

2 乙は、前項の資料等を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

(遵守状況に関する報告)

第12 乙は、甲からこの特記事項の遵守状況について報告を求められた場合には、直ちにその状況を甲に報告しなければならない。

(監査等)

第13 甲は、この契約による業務の実施に伴う個人情報の取扱いについて、この特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査、実地検査又は調査（以下「監査等」という。）を

行うことができる。乙及び再委託先は、合理的事由のある場合を除き、甲又は甲の指定した者の行う監査等に協力しなければならない。

- 2 甲は、前項の目的を達成するため、乙及び再委託先に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の実施に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時における報告等)

第 14 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態が発生し、又は発生するおそれのあること（再委託先により発生し、又は発生するおそれがある場合を含む。）を知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示のもとセキュリティ上の補完、情報の修復等の措置をとるとともに再発防止の措置を講じなければならない。

- 2 甲は、前項の事態が発生した場合には、個人情報の取扱いの態様、損害の発生状況等を勘案し、乙及び再委託先の名称等の必要な事項を公表することができる。

(契約の解除及び損害の賠償)

第 15 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。

- 2 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者が損害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。